

📎📎 資産税～お役立ち～新聞 📎📎

📎 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📎

第 44 号(2019 年 4 月)

📎📎 << - - - - 贈与とは? - - - - >> 📎📎

📎 [--贈与とは?--]

改めて考えてみますと「贈与」とは一体何でしょうか?

贈与の効力について、民法 549 条では、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」と規定しています。つまり贈与とは、贈与者が「この土地を無償であなたへ差し上げます。」と意思表示し、その相手方である受贈者が「はい。有難く頂きます。」と受諾することによって成立する諾成契約であるといえます。

📎 [--相続税法と贈与税--]

「相続税法」と聞くと相続税に関する事項のみを定めてあると思われがちですが、相続税法では、贈与税についても定められています。

また、相続税の課税原因は「相続」「遺贈」「死因贈与」であるのに対し、贈与税の課税原因は、「死因贈与以外の贈与」となっています。

相続税の課税原因に挙げた「死因贈与」というのは、契約の形態自体は贈与契約ですが、その実質は死亡を原因とする相続と同一であるところから、死因贈与については、相続税が課される事となっています。

📎 [--贈与の法的特徴--]

贈与には、下記の法的特徴があります。

①諾成（だくせい）契約である

贈与契約というものは、必ずしも書面の取り交わしを必要とせず、契約当事者同士の合意のみで成立する契約なのです。

②片務（へんむ）契約である

贈与契約は、現金や不動産といった贈与の目的物を無償で相手方へ引き渡す契約の為、贈与者側には、贈与の目的物を引き渡すという債務

（義務）を負いますが、相手方である受贈者側は、一切の債務（義務）を負わないのが通常です。こういった契約を片務契約と呼びます。

③無償である

贈与契約は、その贈与の目的物を無償で相手方へ引き渡す点に特徴があります。

④不要式行為

贈与契約というのは、書面を取り交わすといった一定の形式を要求しない、不要式の法律行為である点に特徴があります。

📎 [--書面の有無と贈与の撤回--]

書面の取り交わしの有る贈与契約と取り交わしの無い贈与契約ではその「撤回の可否」について違いがあります。

贈与の撤回について、民法 550 条では、「書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる」と定めています。つまり、口約束による贈与契約は、贈与者又は受贈者のどちらからでも撤回することが出来ます。

逆を言えば、書面による贈与は、一方的に撤回する事はできないこととなります。よって、重要な贈与契約の場合は、必ず書面を取り交わすことをお勧めします。

📎 [--履行終了部分は撤回不可--]

贈与契約において、既に贈与が完了した部分、つまり「既にあげてしまった財産」についてはその完了後に撤回をすることが出来ません。

例えば、口約束で現金をあげると言って実際にあげた後では、「やっぱり返して」とは言えないわけです。

よって口約束の贈与契約の場合は、早期に贈与を履行させる方が得策と言えるでしょう。

📎 [終わり] 📎